

令和2年教育委員会第9回臨時会会議録

開会日時 令和2年 4月30日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時12分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子
同職務代理者 望月京子
委 員 日高芳一
委 員 齋藤初夫
委 員 塚本 亨
委 員 青柳 豊

議場出席委員

・教育次長	安井喜一郎	・学校教育担当部長	菅谷 幸弘
・教育総務課長	鈴木 雄祐	・学務課長	山崎 淳
・指導室長	加藤 憲司	・統括指導主事	木村 文彦
・放課後支援課長	生井沢良範		

書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 望月京子 委員 日高芳一
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和2年教育委員会第9回臨時会を開会いたします。

次に本日の会議録の署名は私に加え、望月委員と日高委員にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。本日は議案等が1件でございます。

それでは、議案第33号「葛飾区立小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園の臨時休業について」を上程いたします。

学務課長。

○**学務課長** それでは、議案第33号「葛飾区立小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園の臨時休業について」ご説明を申し上げます。

始めに提案理由でございます。葛飾区立学校設置に関する条例別表に定めます小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園につきまして、学校保健安全法第20条の規定に基づき臨時休業を行う必要があるため、本案をご提出するものでございます。

内容でございます。葛飾区立学校設置に関する条例別表に定めます小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園につきまして、令和2年5月7日から同年5月10日まで臨時休業とするものでございます。

ただし、東京都知事が新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づきます学校施設の使用の制限を要請する期間の末日を同年5月11日以降とする場合は、当該要請する期間の末日まで臨時休業とするものでございます。

議案に関係するご説明は以上でございます。

続きまして、参考資料のご説明を申し上げます。参考資料「5月7日（木）以降の区立学校等における対応について」をご覧ください。

7日以降の対応につきましては、国の緊急事態宣言の動向や都知事の要請内容を踏まえる必要がございますが、7日がいわゆる大型連休の翌日であり、事前に学校や保護者等に十分な周知を行うことが難しい状況でございます。こうしたことから、今後の対応につきましては、以下の1から4のとおりといたしたいと考えているところでございます。

1の「保護者等への周知について」でございます。本日、教育委員会におきましてご決定いただいた後に、各学校へ通知するとともに、区ホームページ等に掲載いたします。こちらの内容につきましては、机上に配付してございます発信者名教育長で、校園長宛ての文書でございます「公立学校等の臨時休業の措置等について」でございます。

2の「教育活動等について」でございます。臨時休業期間中は子どもの学習支援や健康維持につきまして、引き続き指導を行ってまいります。

3の「子どもの居場所の確保等について」でございます。臨時休業期間中は自宅で過ごすこと

が原則でございますが、やむを得ない事情のある家庭につきましては、以下の（１）（２）の対応といたします。また、学校再開が決定した際の対応を検討してまいります。

（１）でございます。原則小学１年生から３年生を対象といたしまして、学校での預かりを実施いたします。ただし、土日祝日は実施をいたしません。

（２）公立学童保育クラブは午前中から運営し、私立学童保育クラブには引き続き協力を依頼してまいります。密集を避けるために、学校側と学校施設の活用についても協議をしてまいります。

４の「学校の再開について」でございます。国や東京都の動向を踏まえた上で、本区の実情に応じた学校再開の考え方を学校に示してまいります。

ご説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

塚本委員。

○**塚本委員** ただいまのご説明、ありがとうございました。

私も、報道によるものしか接する場がございませんけれども、いろいろな各種報道、あるいは関係閣僚の発言等々を見ていますと、非常に流動的な部分がございます。特に学校の子どもたちを主体として考え、いかに教育環境を与えるかという視点で、ただ今の学務課長からの説明、これからまた東京都の緊急事態措置が継続するやという報道もございますので、その辺も含めて状況をうかがい、確認いたしたいと思います。

ありがとうございました。お手数かけますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。ということで感想でございます。

○**教育長** そのほかにかがでございましょうか。

齋藤委員。

○**齋藤委員** まず１点目は、東京都からの決定があった場合、５月１１日以降とする場合にはその期間が末日まで続くということなのですからけれども、その決定がちょうどこの連休中になると思いますので、決定された場合には、速やかに今回の通知を発していただきたいなと思います。それが１点。

それから、緊急事態宣言が解除されることを想定して、いろいろ考えていると思うのですがけれども、仮に学校が再開されることになった場合に、給食の提供がすぐにできるわけではないので、その辺の対応をどのように考えているのかというのが２点目です。

それから３点目に、現在、家庭にいて給食は出ていないので、それぞれの家庭で負担が増えているということが今、報道されているのですけれども、ある程度の家庭はいいのですけれども、特に就学援助世帯などでは、もともと給食費を払っていないわけで、それが家庭の負担になっているという話も出ているのですけれども、そうしたことに対して考えていくことが必要なのでは

ないかと思うのですが、その辺についてはどういうふうと考えられるのか。

その3点についてお願いしたいと思います。

○教育長 学務課長。

○学務課長 まず1点目のお尋ねでございますけれども、国、それを受けて都知事がどのような判断をしてくるか、タイムラグも生じるかと思っておりますけれども、今、委員からお話ございましたように、大型連休中に東京都が何らかの要請等を行ってきた場合には、本区といたしましても、遅滞なく考え方を整理した上で、学校を通じて保護者の皆様方に対応の内容について、周知を図っていきたいと考えているところでございます。

2点目でございますけれども、学校給食の再開に当たりましては、まず学校活動が再開された後に、必要な食材等の発注をした上で、いわゆる学校給食の実施基準に基づいて、給食を提供していくということになります。

しかしながら、この手順を踏んでいきますと、おおむね2週間程度を要するものと考えています。

本区といたしましては、その間、簡易な昼食を子どもたちに提供できるようなことで対応していくべきではないだろうかということをおもひ、考えております。

3点目のお話ございましたけれども、今後、緊急事態宣言の期間が長くなるのかどうか、現在見えない状況ではございますけれども、家計における経済的負担というものも相応に発生していくものと認識せざるを得ないと私どもは考えているところでございます。

ご指摘の点も含めて、対応について検討してまいりたいと考えたところでございます。

以上でございます。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 簡易な昼食を提供するという事柄でございますけれども、私がちょっと聞いたところによると、ほかの区では簡易な昼食については公費負担も考えているのだということも耳にしているもので、これについてはそういうことも含めて検討されるのでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 委員ご指摘の手法を含めて、対応について考えているところでございます。

以上でございます。

○教育長 そのほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。議案第33号につきまして、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、異議なしと認め、議案第33号について原案のとおり可決といたします。

以上で議案を終わります。

本日の議事はこれで全て終了となりますが、その他、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、令和2年教育委員会第9回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 10時12分